

# 公共事業労務費調査実施方法 の改善方策について

## 国土交通省総合政策局労働資材対策室

公共事業労務費調査は、公共工事の工事費の積算に使用している公共工事設計労務単価の設定の基礎となる調査であり、昭和45年より毎年、農林水産省および国土交通省（旧運輸省および建設省）により共同で実施しているものである。

本稿は、「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」にてとりまとめられた「公共事業労務費調査実施方法の改善方策」と、本研究会における検討に資することを目的に研究会と並行して実施した「建設労働者就労実態調査結果」および「公共事業労務費調査モニター方式による調査結果」について紹介するものである。

### 公共事業労務費調査実施方法の改善方策 について

#### I. 趣 旨

公共事業労務費調査は労働基準法に定められた賃金台帳をもとに実施されているが、建設業はその生産方法の特性から、労働条件が均一でない中、日給制、月給制さらには出来高給制をはじめとする多様な賃金支払形態が存在し、重層下請構造とも相まって賃金の支払い実態の正確な把握が非常に困難などの問題がある。

こうした状況を踏まえ、平成11年3月に公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会が設置され、同年7月に「短期的検討項目」と「長期的検討項目」の二つに大別して、調査実施方法の

改善方策として提言を行った。

平成12年度は、前年度に提言を行った「長期的検討項目」を中心として、さらに議論を深めるとともに、改善方策のより具体化を図ることを目的として、平成12年7月より3回の研究会を開催し、議論を行ってきた。

今般、これまでの検討内容を踏まえて公共事業労務費調査実施方法に関する改善方策としてとりまとめた。

#### II. 委 員

【学識経験者等】(4名)

(座長) 筆宝 康之 立正大学経済学部教授  
熊 新六 (財)建設経済研究所専務理事  
佐崎 昭二 建設労務安全研究会顧問  
土屋 隆裕 文部科学省統計数理研究所  
助教授

【物価調査機関】(2名)

(財)経済調査会理事  
(財)建設物価調査会理事

【関係行政機関】(5名)

農林水産省農村振興局整備部設計課技術情報管理官  
国土交通省港湾局建設課首席港湾工事安全検査官  
国土交通省東北地方整備局企画部長  
国土交通省四国地方整備局企画部長  
国土交通省総合政策局労働資材対策室長

## 【オブザーバー】(4名)

国土交通省大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室長

国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課営繕積算システム官

国土交通省総合政策局建設施工企画課機械施工企画官

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室長

計15名

## Ⅲ. 検討の経緯

第一回研究会 平成12年7月19日

第二回研究会 平成12年10月10日

第三回研究会 平成13年2月1日

## Ⅳ. 改善方策とりまとめ内容

### 1. 調査結果の統計的精度の向上等に関わる事項

#### (1) 企業モニター方式の試行

① 職種ごとの就労状況、業界の実態等を踏まえ、(a)建築系職種などの少数標本職種(配管工、防水工など)、(b)ㄱ以外で専門工事業として分化・確立されている職種(造園工、鉄筋工など)、(c)土木系一般職種(普通作業員、運転手(特殊)など)等に区分し、モニター調査の導入が比較的容易な区分のものから、段階的に試行を拡大する。

② モニター調査の結果を従来方式調査の結果等により信頼性等を検証のうえ、本格導入への移行を検討する。

#### (2) 調査結果の適切な検証の実施

社会経済情勢の急激な変化や調査方法に起因する等して、調査結果が実勢を超えて大きく変動していることが懸念される場合、例えば類似調査と比較する等して、調査結果について慎重に検証を行うことが必要である。

#### (3) 同一単価設定範囲の検討

建設労働者就労実態調査における労働者の就労範囲および会社の営業範囲を踏まえ、職種ごとに同一単価設定範囲の検討の方向性をまとめるとともに、必要に応じて補足調査を実施の上、単価設定単位の広域化、単価集計方法の変更を検討する。

### 2. 調査票記入時に必要となる各種判断における客観性向上に関わる事項

#### (1) 職種定義の明確化と職種区分判定の事例集作成

職種の判断は調査結果に大きく影響するため、各職種に必要とされる技能レベルの参考指標として資格を例示するなど、可能な限り具体的な職種判断の目安を提供することにより、より客観性の高い調査となるよう検討を行う。

#### (2) 手当支払い実態の類型化と基準内外判別の事例集作成

手当の基準内外を区分するに当たっては、土木・建築工事積算の考え方にに基づき、設計労務単価に含まれるべき手当であるかどうかを判断する必要があるが、手当支払いの実態が多様であることから、適切な判断に困難を伴うのが実状である。手当支払いの実態を可能な限り類型化し、手当区分の判別事例を体系的に例示することにより、より客観性の高い調査となるよう検討を行う。

(3) 調査対象業者に対する調査説明方法の改善  
調査票の記入に当たっては、土木・建築工事積算についての基本的な知識が求められるほか、それに基づき労働者の職種分類、手当の区分などの的確な判断が求められる。このため、従来の調査説明方法に加えて、より正確な理解を得やすい方法を工夫し、調査結果の精度向上を図るとともに、調査対象業者の負担を軽減できるよう調査説明方法の改善を検討する。

### 3. 建設現場の実態のよりの確な反映に関わる事項

#### (1) 外注方式が多い職種における適切な調査方法・積算のあり方の検討

公共事業労務費調査においては、諸経費込みの請負契約により賃金と経費の分離ができない労働者については調査対象外としており、一人親方への外注が一般的な職種については、その賃金支払い実態を把握することが困難な状況となっている。

このため、職種ごとの外注の実態を踏まえ、積算担当部局とも調整の上、今後の調査・単価決定

方法を実情に即したものとなるよう検討する。

#### (2) 建設現場の特性に付随する経費の適切な取り扱いの検討

建設現場は、単品注文生産、屋外施工等、他産業とは異なる生産方法の特性を有しており、それに付随して所定時間内における労働者の手待ち時間が生ずるケースが多いなど、想定が困難な経費が発生するリスクを抱えているとすることができる。これらの経費のうち、積算において考慮されるべきものについては、必要な調査を行った上で、適切な取り扱いを行うことについて検討を行う。

#### 4. 調査の省力化・効率化・合理化に関わる事項

##### CALS/EC, CI NET等の普及に対応した調査の電子化についての検討

建設業界においては、CALS/ECの導入等公共事業の執行に係る各種手続きの電子化が今後進められていく予定であり、またCI NETの普及により企業間においても建設標準EDIによる情報交換が一般化することが想定される。こうした電子手続き、電子商取引の動向を的確に把握し、公共工事労務費調査においても、調査の省力化・合理化・効率化を図るため、調査の電子化を検討していく必要がある。

#### 5. その他の事項

##### 労務費調査における補足調査の実施と調査方法改善の継続的な実施

建設業はその生産方法の特性から、賃金の支払いの実態を正確に把握することが非常に困難を伴うのが実情であり、調査結果の精度向上には、多様な建設現場の実態をできるだけ詳細に把握し、実態を適切に反映した調査方法に改善していくことが不可欠である。

公共事業労務費調査においては、毎回1万件を超える工事を対象に、10万人強の建設労働者の賃金支払い実態を調査していることから、これと合わせて調査方法の改善に必要な情報の収集を目的として、補足的に実態調査を実施することは非常に効率的と考えられる。

労務費調査の実施に合わせて、調査対象業者の

負担とならないよう配慮しつつ実態確認調査を実施し、その結果を基に継続的に調査方法を改善する体制について検討する。

#### V. 今後の対応

今回のとりまとめ内容は、短期的に導入が可能である項目から長期的に検討が必要な項目まで含まれているが、引き続き個々の項目について導入に向けた検討を進め、順次、公共事業労務費調査実施方法の改善を図っていくこととしている。

### 建設労働者就労実態調査結果について

#### I. 調査目的

「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」において調査方法改善の検討を進めるに当たって、建設現場における多能工の実態等、職種ごとの就労状況を把握し、検討の基礎資料とすることを目的として実施した。

#### II. 調査方法

① 調査対象職種は、公共事業労務費調査の対象である50職種である(表1)。調査方法は、アンケート様式の郵送・回収による方法とし、該当職種の建設技能労働者を雇用する企業を、その業種の特性を考慮し、次の三つの方法のいずれかにより選定した。

- A) 職種に対応した建設産業団体が設立されている業種については、その会員企業から選定
- B) 平成12年6月労務費調査対象業者および(社)日本土木工業協会の協力を得て作成した職種に対応する工種の施工業者リストから選定
- C) 平成12年10月労務費調査対象業者から選定

#### ② 調査項目

- i) 企業概要(資本金,営業範囲,年間完工高等)
- ii) 雇用する建設技能労働者の現況(就労範囲,多能工等)
- iii) 職種の定義(資格,見習い(手元)の現状等)
- iv) 外注実態(外注実績,外注先等)
- v) 公共事業労務費調査について(過去の対象実績,モニター調査への協力の可否等)

#### III. 調査結果

表 1 調査対象職種一覧表

| 職種 |         | 対象企業選定方法 | 職種 |         | 対象企業選定方法 |
|----|---------|----------|----|---------|----------|
| 1  | 特殊作業員   | C        | 26 | 高級船員    | A        |
| 2  | 普通作業員   |          | 27 | 普通船員    |          |
| 3  | 軽作業員    |          | 28 | 潜水工     | A        |
| 4  | 造園工     | A        | 29 | 潜水連絡員   |          |
| 5  | 法面工     | A        | 30 | 潜水送気員   |          |
| 6  | とび工     | A        | 31 | 山林砂防工   | C        |
| 7  | 石工      | C        | 32 | 軌道工     | A        |
| 8  | ブロック工   |          | 33 | 型わく工    | A, C     |
| 9  | 電工      | A        | 34 | 大工      | A        |
| 10 | 鉄筋工     | C        | 35 | 左官      | A        |
| 11 | 鉄骨工     | A        | 36 | 配管工     | A        |
| 12 | 塗装工     | A        | 37 | はつり工    | A        |
| 13 | 溶接工     | A        | 38 | 防水工     | A        |
| 14 | 運転手(特殊) | C        | 39 | 板金工     | A        |
| 15 | 運転手(一般) |          | 40 | タイル工    | A        |
| 16 | 潜かん工    | B        | 41 | サッシ工    | A        |
| 17 | 潜かん世話役  |          | 42 | 屋根ふき工   | A        |
| 18 | さく岩工    | B        | 43 | 内装工     | A        |
| 19 | トンネル特殊工 | B        | 44 | ガラス工    | A        |
| 20 | トンネル作業員 |          | 45 | 交通整理員   | A        |
| 21 | トンネル世話役 |          | 46 | 建具工     | A        |
| 22 | 橋りょう特殊工 | A        | 47 | ダクト工    | A        |
| 24 | 橋りょう世話役 |          | 48 | 保温工     | A        |
| 23 | 橋りょう塗装工 | A        | 49 | 建築ブロック工 | A        |
| 25 | 土木一般世話役 | C        | 50 | 設備機械工   | A        |

- (1) アンケート回収状況と調査結果の取り扱い
- ・アンケートの回収状況は表 2 に示すとおりであり、回収率が5割弱と一般的なアンケート調査と比較するとやや低い数字にとどまった。
  - ・回収率を職種別に見ると16%から70%となっており、官工事比率が比較的低い職種において、回収率が低くとどまる傾向がみられる(図 1)。
  - ・官工事に従事する機会の少ない職種において

は、公共事業労務費調査そのものに対する認識・理解にも限界があること、こうした職種では中小零細業者が多く(図 2)、調査に対する協力が得られにくかったことなどが原因として考えられる。

- ・回答を得られた対象企業の分布に偏りがあるかどうかについて、資本金規模を指標として検討したところ(図 2、資本金3,000万円以下の企業の割合)、それぞれの職種の業態をほぼ反

映した結果となっている。

- ・したがって、調査結果は該当する職種の実態をほぼ反映したものとなっていると考えられる。ただし、回収率が低い職種もあることから、調査方法改善の検討を具体的に進めていくに当たっては、本調査結果のみから断定的に判断するのではなく、該当する建設産業団体等への追加ヒアリングを行うなど、必要に応じて補足調査も踏まえながら検討していくことが必要である。

(2) 労働者の就労範囲

- ・職種ごとの労働市場圏の広がりを把握するために、労働者を雇用する企業の営業範囲と労働者の就労範囲の二つを指標として検討した(図3)。図では、営業範囲、就労範囲それぞれで、県内と回答した会社の割合を表示している。

- ・データの分布に明確な傾向はみられないが、営業範囲・就労範囲ともに県内にとどまる傾向が強い職種(A)、営業範囲・就労範囲がより広範囲となる傾向の職種(B)に、大まかに区分することが可能である。

- ・一部の職種においては(C)、営業範囲と就労範囲の傾向が一致しないため、追加的な調査を実施する等より慎重な取り扱いが求められる。

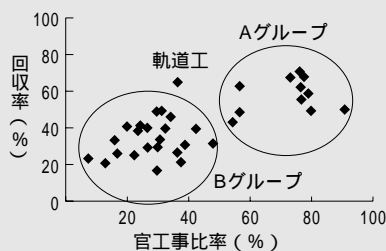
(3) 多能工の実態

- ・企業が雇用する労働者のうち、多能工の占める割合が高い職種から順にプロットしたものが図4である。職種名の( )書きは、その職種と1番組み合わせの多い職種を示している。

表 2 調査票回収結果

| 依頼会社数 | 回収会社数 | 回収率 |
|-------|-------|-----|
| 8,788 | 4,157 | 47% |

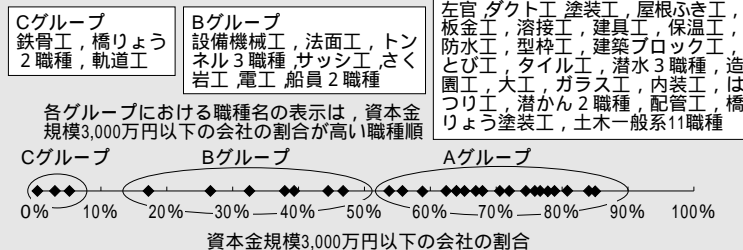
図 1 回収率と官工事比率の関係



Aグループ  
船員2職種、土木一般系11職種、橋りょう2職種、造園工、法面工、潜水3職種、トンネル3職種、潜かん2職種、さく岩工、鉄骨工

Bグループ  
電工、保温工、防水工、ガラス工、塗装工、内装工、配管工、タイル工、ダクト工、橋りょう塗装工、建築ブロック工、はつり工、サッシ工、設備機械工、型わく工、建具工、左官、屋根ふき工、板金工、とび工、大工

図 2 対象企業の資本金規模

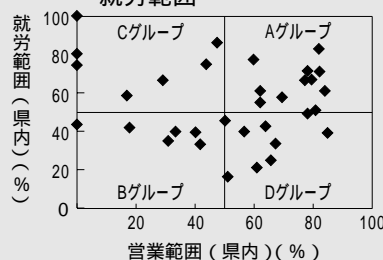


Cグループ  
鉄骨工、橋りょう2職種、軌道工

Bグループ  
設備機械工、法面工、トンネル3職種、サッシ工、さく岩工、電工、船員2職種

Aグループ  
左官、ダクト工、塗装工、屋根ふき工、板金工、溶接工、建具工、保温工、防水工、型砕工、建築ブロック工、とび工、タイル工、潜水3職種、造園工、大工、ガラス工、内装工、はつり工、潜かん2職種、配管工、橋りょう塗装工、土木一般系11職種

図 3 企業の営業範囲と労働者の就労範囲



Aグループ  
造園工、とび工、交通整理員など

Bグループ  
潜水2職種、橋梁塗装工、潜かん2職種など

Cグループ  
トンネル3職種、さく岩工、橋りょう2職種

Dグループ  
保温工、ダクト工、タイル工

図 4 労働者に占める多能工の割合

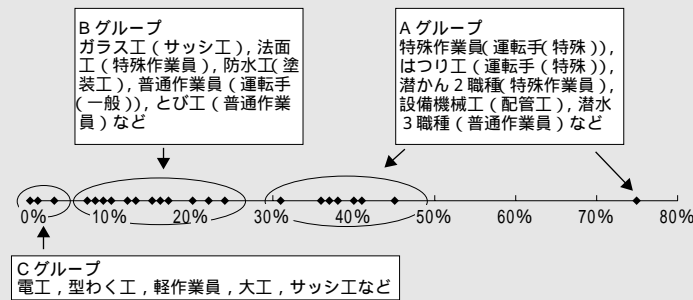


図 5 資格に対する会社の認識と資格取得者の割合

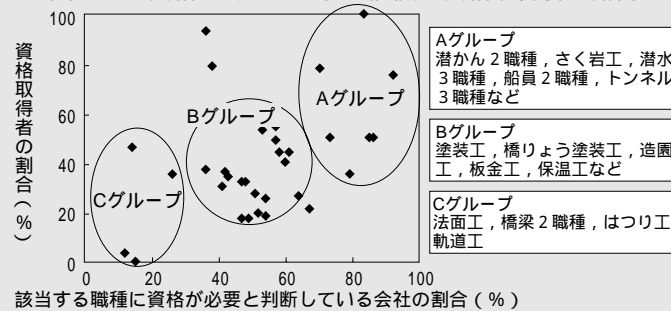
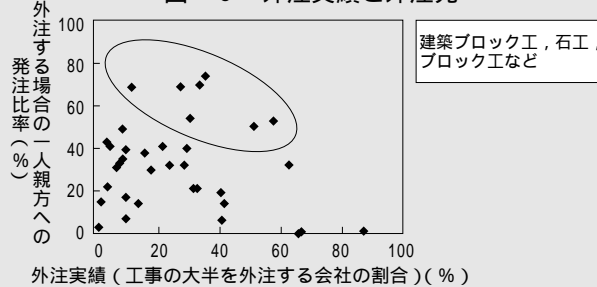


図 6 外注実績と外注先



・ おおむね三つに区分することが可能であり, 多能工が占める割合の高い職種については, 職種区分判定に当たっての考え方を例示する等の検討が必要と考えられる。

(4) 各職種に必要と考えられる資格

- ・ 各職種に求められる技能レベルと資格の関係を把握するために, 該当職種の作業に資格が必要と考えている企業の割合と, 実際に資格を取得している労働者の割合の二つを指標として検討した(図 5)。資格取得者の割合は, 最も取得者の多い資格を対象として表示している。
- ・ 資格をその職種の必要要件と考える企業の割合と資格取得者の割合の関係により, おおむね三つに区分することができる。
- ・ 区分ごとの特性に応じて, 職種の定義において

資格を参考指標として例示すること等を検討する必要がありと考えられる。

(5) 外注の実態

- ・ 該当する職種に対応する工種を受注した際の, 外注実績と外注先をみたものが図 6である。工事の大半を外注すると回答した企業の割合と, その際の外注先として一人親方に発注する比率の二つを指標としている。
- ・ 一人親方に発注される割合が高い職種は, 会社組織に雇用されて作業に従事する労働者が少ないと考えられる。これは, 時間管理, 賃金管理が適切になされている労働者が少ない可能性を示しており, こうした職種においては, より実態にあった調査方法を検討する必要が考えられる。

## 公共事業労務費調査モニター方式による調査結果について

### I. 調査の概要

- ① 「公共事業労務費調査実施方法の改善に関する研究会」による提言（中間とりまとめ）に基づき、調査対象労働者を雇用する専門工事会社を選定の上、郵送・回収により調査を行うモニター方式を試行した。
- ② 調査対象職種は、潜かん工、潜かん世話役、タイル工、ガラス工、保温工の5職種。
- ③ 調査対象企業は、該当職種に対応した建設産業団体の会員企業より、地域分布も考慮の上選定した。潜かん2職種については、(社)日本土木工業協会の協力を得て圧気工法による工事施工業者をリストアップし、調査対象とした。
- ④ 調査票の送付・回収を郵送により行う他は、調査票様式、確認資料、審査の内容は従来方式による調査と同じとした。

### II. 調査結果

#### (1) 調査票回収状況（5職種計）

| 調査依頼企業数 | 回答企業数 | 有効回収率 |
|---------|-------|-------|
| 457     | 189   | 41%   |

#### (2) 回収標本の概要（5職種計）

| 標本数（モニター方式） |            |       | H12.10調査（従来方式） |
|-------------|------------|-------|----------------|
| 有効          | 無効         | 合計    | 有効標本数          |
| 157(13%)    | 1,057(87%) | 1,214 | 287            |

#### (3) 職種別結果の概要

| 職種名    | 有効標本数  |                | 調査額<br>モニター方式と従来方式の<br>かい離率 |
|--------|--------|----------------|-----------------------------|
|        | モニター方式 | H12.10調査（従来方式） |                             |
| 潜かん工   | 11     | 10             | 10.6%                       |
| 潜かん世話役 | 6      | 2              | 10.0%                       |
| タイル工   | 2      | 47             | -19.7%                      |
| ガラス工   | 49     | 99             | 0.5%                        |
| 保温工    | 89     | 129            | 1.5%                        |

### III. 調査結果の評価および課題

#### (評価)

- ① 調査票の回収率は約4割と、あまり高い数字が得られなかった。これは、調査対象職種が潜かん2職種を除くと民間工事を主体に従事する職種であったため、公共事業労務費調査そのものに対する対象企業の認識・理解に限界があり、協力が得られにくかったことなどが原因として考えられる。
- ② 確認資料として社会保険の被保険者標準報酬月額算定基礎届等の資料の提出を求めたが、調査票の提出はするが、資料の提出はできないとする企業も見られたことなどもあり、有効標本の割合は13%にとどまった。
- ③ 職種別に見ると、ガラス工、保温工では従来方式より少ないものの、ある程度有効標本数を確保できており、また調査額も従来方式との間でほとんどかい離が見られない結果となっている。
- ④ モニター方式にはいくつかの課題もあるものの、一定数以上の標本数を確保できれば、従来方式とほぼ同じ調査結果を得られることが分かった。今後、適用職種の拡大を含めて試行を継続し、その中で明らかとなった課題を解決することにより、職種によってはモニター方式への移行が可能なものと考えられる。

#### (課題)

- ① 得られた調査結果の信頼性・精度を検証する方法を確立する必要がある。
- ② 有効標本数の増加を図るため、確認資料の提出を含めた全面的な協力が得られる企業を十分に確保し、データベース化していく必要がある。
- ③ 初めての試行であったこともあり、調査票記入内容の確認その他で、電話による照会等が必要なことが多く、当初想定した以上に労力を要した。
- ④ 積極的な協力が得られる会社に対するインセンティブの検討。